

紹介手数料の返還（払い戻し）に係る規定

返還（払い戻し）に係る期間	返還（払い戻し）率
入社日から起算して14日以内で退職した場合	手数料の100%
入社日から起算して15日を超えて30日以内で退職した場合	手数料の80%
入社日から起算して31日以上90日以内で退職した場合	手数料の30%
入社日から起算して91日を超えて180日以内で退職した場合	手数料の10%
入社日から起算して181日を超えて退職した場合	返還無し

1. 当社の紹介により採用された求職者が、入社後上記期間内においてあきらかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合は、当社は受領した手数料のうち上記金額を求人者に返還（払い戻し）いたします
2. 返還（払い戻し）のご請求期間は、当該求職者が退職された日の翌月末日までといたします。期間を超えてからのご請求につきましては、理由の如何を問わず返還（払い戻し）できかねますのであらかじめご了承ください。
3. 個々の有料職業紹介において、別途返還（払い戻し）の規定を設ける場合があります。申込書または契約書等でご確認ください。

有料職業紹介事業 33-ユ-300168

株式会社 プロGRESS